

浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書についての留意事項

1 大気質、騒音、振動

論 点	関連 ページ
道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。	P24-25, 28, 35, 36

2 重要な地形・地質、動物、植物、生態系

論 点	関連 ページ
案①は重要な地形・地質、動物の重要な種の生息地及び県立自然公園を、案②は重要湿地を通過するルートとなっていることから、これらへの影響が懸念される。	P18-20, 25-26, 28, 35-38

3 その他

論 点	関連 ページ
配慮書の案について、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。 本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。	—

<過去の全般的事項等に係る審査会答申の内容>

1 全般的事項

- 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 その他

- 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。